

第1章 健康保険制度

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は廃止され、新規発行はなくなりますが、廃止前に発行された健康保険証は最大で令和7年12月1日までご利用いただけます。

それ以降の健康保険証の取り扱いなど、詳細については別途、広報誌、公式ホームページ、所属所あて通知によりご案内予定です。

【1】 退職後の健康保険の加入

—資格担当—

退職した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。

退職後の進路等により加入する健康保険制度が異なりますので、下表を参考に確認してください。

退職後の進路		健康保険の加入先
A	再任用フルタイム勤務及び 再任用短時間勤務(週20時間以上)	公立学校共済組合大阪支部
B	臨時的任用職員・任期付職員(常勤の臨時講師等)	
C	非常勤職員(社会保険適用)	
D	健康保険制度の適用がある再就職 (公立学校共済組合大阪支部 以外)	就職先の健康保険 (全国健康保険協会など)
E	再任用勤務(週20時間未満) 健康保険制度の適用がない再就職 再就職しない	・共済組合の任意継続組合員 ・国民健康保険 ・家族の被扶養者になる 上記のうちいずれかを選択

A 再任用フルタイム勤務及び再任用短時間勤務(週20時間以上)

組合員資格はそのまま引き続きます。

扶養認定されている親族(扶養家族)も同様です。

(注意) 就職するなど認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。

B 臨時的任用職員・任期付職員(常勤の臨時講師等)

組合員資格はそのまま引き続きます(同一の任命権者で、任用が9日以内の場合のみ)。

扶養認定されている親族(扶養家族)も同様です。

(注意) 就職するなど認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。

ただし、上記に該当しない場合、Cのイと同様の取り扱いとなります。

C 非常勤職員(社会保険適用)

- (ア) 1日もあかずに任用される場合、組合員資格はそのまま引き続きます。
- (イ) 空白期間がある場合、任用日からの加入となるため再度資格取得手続きが必要です。
扶養家族については、新規で被扶養者の認定申告が必要です。
- (注意) Bとは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば前任用の終期後、次の任用までの間、組合員期間は継続しません(一部市費間を除く)。

D 健康保険制度の適用がある再就職

- (健康保険制度の適用があるかどうかは、再就職の雇用先に必ずご確認ください。)
- 組合員資格は喪失するため、組合員証等※1は退職時の勤務校か資格担当へ返送してください。
資格喪失証明書が必要な場合は、「資格喪失証明書交付申請書」に組合員証等を添付し、資格担当へ提出してください(申請書の入手方法は※2を参照)。
- (注意) 任意継続組合員への加入はできません。

E 再任用勤務(週20時間未満)

健康保険制度の適用がない再就職、または再就職しない

組合員資格は喪失するため、下記①～③から次に加入する健康保険制度をご選択ください。

- ① 共済組合の任意継続組合員 詳細についてはP.7をご確認ください。
- ② 国民健康保険※2
- ③ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる※2

※1 組合員証等とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」「資格確認書」のことをいいます。

※2 新たな健康保険組合への加入の際に、当支部から発行する「資格喪失証明書」が必要な場合があります。「資格喪失証明書交付申請書」によって当支部へ交付を依頼してください。
様式は大阪支部ホームページの「様式集」→「組合員資格関係等の様式」に掲載しています。

配偶者*を扶養していた場合の手続き

*20歳以上60歳未満の者

(退職後の進路 ABCDの方)

引き続き配偶者を扶養する場合、配偶者は再び国民年金第3号被保険者となります。
手続き方法については、再就職先で確認してください。

(退職後の進路 Eの方)

扶養されていた配偶者は、組合員の退職後、国民年金第1号被保険者となります。
住所地の市区町村の国民年金担当課で第1号被保険者への種別変更手続きをしてください。

医療費の窓口自己負担額

本人・家族(入院・外来)の自己負担額は3割です。ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割。就学前児童は2割が自己負担額となります。

【2】 任意継続組合員の手続き

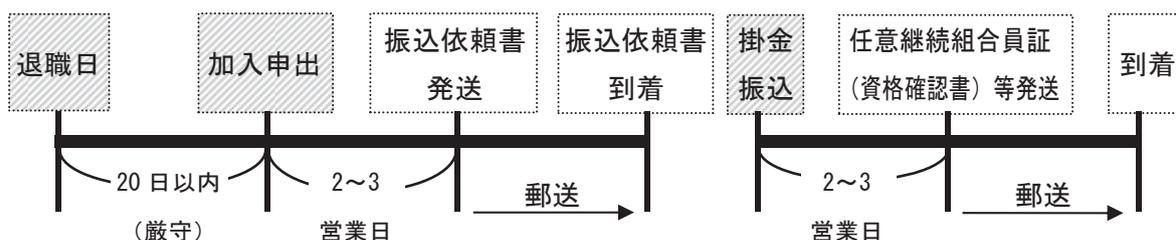
—資格担当—

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後に引き続き最長で2年間、在職中と同様に医療給付などの短期給付（休業手当金等一部を除く。）や、福祉事業の一部を利用することができる制度です（年金制度への加入はありません）。任意継続組合員になることを希望するときは、下記の申出期間中に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経て、資格担当へ提出してください。

なお、令和6年12月2日の保険証廃止以降に任意継続組合員証（保険証）の発行対象となった場合、保険証の代わりとなる資格確認書等を送付する予定です。

詳細については別途、所属所あて通知、大阪支部ホームページなどでご案内予定です。

1 手続きの流れ



退職後、保険証が手元にない期間が生じますが、任意継続組合員の資格取得日は退職日の翌日に遡りますので、健康保険制度への加入期間に空白は生じません。手続き中に医療機関を受診し、医療費が全額自己負担となった場合、請求手続きを行うことにより、負担割合に応じて医療費が還付されます（詳細は任意継続組合員証等に同封する「任意継続組合員のしおり」を確認してください）。

マイナ保険証を利用する場合であっても、資格情報の切り替えが反映するのは、掛金の振込後1週間程度かかるため、一時的に医療費が全額自己負担となることがあります。

2 加入資格（以下の要件を全て満たしていることが必要です）

<input checked="" type="checkbox"/>	退職日の前日まで引き続き1年以上現職の組合員期間があること。
<input checked="" type="checkbox"/>	退職日を含めて20日以内に指定様式の申出書を共済組合に提出すること。※1
<input checked="" type="checkbox"/>	掛金を期日までに払い込むこと。

注意！

定年退職後に再任用勤務をされる場合等、現職組合員としての資格が継続している間は、任意継続組合員には加入できません。（P. 5、6 参照）

【注意】 下記の場合は、組合員期間の要件を満たしません。

（例1）令和6年4月1日加入～令和7年3月31日退職 → 組合員期間が1日不足

（例2）令和5年4月1日任意継続組合員として加入～令和6年7月1日に講師等で再就職（再就職と同時に現職組合員の資格を取得）～令和7年3月31日退職

→ 任意継続組合員としての期間は通算できないため。

3 申出書の入手方法

1月頃に所属所へ送付する通知文に、申出書の様式を同封します。また、大阪支部ホームページ「お知らせ」にも掲載予定です。

公立学校共済組合大阪支部 お知らせ

検索



4 申出期間・方法

退職日を含め20日以内に「任意継続組合員申出書」等必要書類を資格担当へ提出してください。期日を過ぎると加入できませんので、ご注意ください。※1

3月末退職に限り、退職日より前に任意継続の申出ができる、事前申出制度がご利用できます。詳細については、1月頃に所属所へ送付する通知文書をご確認ください。

5 任意継続組合員の被扶養者

在職中から認定されている被扶養者は、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。

ただし、任意継続組合員は年金制度への加入はないため、これまで国民年金第3号被保険者となっていた、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金制度への加入手続きが必要です。

なお、被扶養者が就職するなど認定要件がなくなる場合は、取消申告が必要です。

6 任意継続組合員の資格喪失

再任用等で再就職した場合や他の健康保険に加入する場合は、「資格喪失申出書(加入取消申出書)」を提出して、任意継続組合員の資格喪失手続きを必ず行ってください。

資格喪失の事由	資格喪失日
組合員が死亡した時	死亡した翌日
再任用等で当支部に再度加入した時	加入日
再就職で他の健康保険に加入した時	加入日
国民健康保険に加入、家族の扶養になる、その他自己都合により資格喪失を希望する時	「資格喪失申出書(加入取消申出書)」を送付(当支部到着)した日の属する月の翌月1日

7 注意事項

- 任意継続組合員となってから再就職等(臨時的任用職員含む)により健康保険制度の適用が生じた場合は、再就職期間の長短に関わらず、任意継続組合員の資格は喪失します。
- 任意継続組合員の資格を喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできません。

申出期間がすぎた場合、任意継続組合員には加入できません！

当支部からの広報や通知文、ホームページのお知らせを確認しなかった等の理由であっても対応できませんので、当支部からのお知らせは必ずご確認ください！

※1 申出については、退職日以降に行うことがきます(事前申出期間中を除く)。

申出期間については、郵送に限り当日消印有効です。それ以外の場合は、当支部に申出書が到着した日を手続き日とみなしますので、期限間近に申出をする場合は、支部の窓口に直接提出するか郵送(到着を確認したい場合は必ず特定記録郵便等)でお送りください。

通郵便で送付した申出書の到着日が期間外だった場合、申出は無効となります。

1 掛金額

掛金月額は、任意継続掛金の標準となる額に下記の掛金率を乗じることにより算定します（円未満の端数は切り捨て）。

- ① 【任意継続掛金の標準となる額】 × 短期掛金率（令和6年度の短期掛金率=93.2/1000）
- ② 【任意継続掛金の標準となる額】 × 介護掛金率（令和6年度の介護掛金率=15.92/1000）

※40歳以上 65歳未満の組合員は①短期掛金と併せて②介護掛金を徴収します。その他の組合員は①短期掛金のみ徴収します。

※次年度の掛金率は、毎年2月頃に各所属所へ通知予定です。

【任意継続掛金の標準となる額】は、次のAまたはBのうち、いずれか低い方の額になります。

A) 退職時の標準報酬月額：退職月の掛金の標準となった標準報酬月額

B) 平均標準報酬月額：前年度の9月30日における全組合員の標準報酬月額平均額

（参考）令和6年度平均標準報酬月額：380,000円（【標準となる額】の上限）

例：退職月の標準報酬月額が500,000円で、40歳以上 65歳未満の組合員の掛金額（月額）

- ① 短期任意継続掛金 380,000円 × 93.2/1000 = 35,416円
- ② 介護任意継続掛金 380,000円 × 15.92/1000 = 6,049円
- 任意継続掛金合計 41,465円（掛金額上限）

在職中は掛金を労使折半で負担しますが、任意継続組合員はすべて個人負担となるため、掛金額は在職中と比較すると最大で約2倍になります。

2 払込み方法

掛金の払込み方法は、次のとおり「前納払い」または「毎月払い」のいずれかを選択することができます。また、任意継続組合員は最長2年間継続することができますが、「前納払い」を選択した場合でも、掛金は年度ごとに払込みが必要です。

払込み方法	払込み回数	支払い方法
前納払い (割引あり)	年一括払い(12か月分×1回)	振込依頼書
	半年払い(6か月分×2回)(年度末退職者のみ)	
毎月払い	1か月分×12回	口座引落とし(年度末退職者のみ)

(1) 前納払い

「年一括払い」もしくは「半年払い（年度末退職者のみ選択可）」にて、掛金を振込依頼書で払込みください。また、前納払いで掛金を払込む場合、掛金額に割引が適用されます。

例：退職月の標準報酬月額が500,000円で、40歳以上65歳未満の組合員の掛金額（年額）

① 毎月払い	41,465円	×	12か月	=	497,580円	
② 年一括払い	487,152円	×	1回	=	487,152円	… 割引額 10,428円
③ 半年払い	245,964円	×	2回	=	491,928円	… 割引額 5,652円

(2) 毎月払い

ア 振込依頼書

該当月分の掛金を前月の末日までに払込みが必要です。

例えば、5月分掛金の払込み期限は4月30日になります。

イ 口座引落とし（年度末退職者のみ選択可）

「預金口座振替依頼書」にて手続きいただくことで、りそな銀行の口座から掛金を毎月引落します。

※口座振替の手続きに時間を要するため、7月分掛金から口座引落としを行います。

4～6月分の掛金は振込依頼書で払込みください。

3 喪失手続きと還付請求

再就職や自己都合等により任意継続組合員の資格を喪失する時、未経過期間の掛金を既に払込み済みの場合は、その期間に係る掛金を還付します。喪失手続き時に「任意継続掛金還付請求書」を提出してください。

また、任意継続組合員の資格を取得した月に資格喪失した場合は、資格取得月1か月分の掛金を徴収するため該当月の掛金は還付対象外です。

例：掛金を前納済み（年一括）で任意継続組合員の資格を4月1日に取得（3月31日退職）し、4月2日に資格喪失した場合は、5月～3月の11か月分の掛金を還付します（4月1日に資格喪失の場合は、任意継続組合員加入期間なしのため全還付）。

4 社会保険料控除

任意継続掛金は所得税の社会保険料控除の対象となります。共済組合から1月下旬頃に「掛金収納証明書」をご自宅あてに送付しますので、確定申告等にご使用ください。

※確定申告についての詳細は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

Q. 任意継続組合員と国民健康保険、どちらの保険料が安いですか。

A. 保険料は、1年目と2年目で状況が異なります。

【保険料の算出について】

任意継続組合員 … 退職時の標準報酬月額を元に算出

国民健康保険 … 前年の所得等を元に算出(計算方法は、市区町村により異なります)

1年目は、一般的に任意継続掛金の方が安くなる傾向があります。退職直後は、国民健康保険の保険料の算出の元となる前年の所得が高いためです。

2年目は、退職によって前年の所得が下がるため、国民健康保険の方が安くなる可能性があります。一方、任意継続掛金は、1年目とほぼ同額となります。

なお、1年目は任意継続組合員、2年目は国民健康保険に加入することも可能です。

具体的な国民健康保険の保険料は、お住まいの市区町村の担当課にご確認ください。

【4】任意継続組合員に対する福祉事業 —健康・福祉担当—

令和7年度の任意継続組合員に対する主な福祉事業は下表の予定です。

年度途中で、任意継続組合員の資格を喪失した場合は、その時点から利用できませんのでご注意ください。

事業の詳細については、任意継続組合員加入後に配付する「令和7年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」でご確認ください。

事業	利用
○共済健診（半日ドック）【抽選】 （申込期間は4月中を予定しています）	本人のみ利用できます。 なお、自己負担額や利用条件等については、「令和7年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」または支部ホームページ（今冬に情報掲載予定）にてご確認ください。
○特定健康診査・特定保健指導 （年度末年齢40歳以上75歳未満の方のみ）	対象者へ共済組合から案内します。
○大阪メンタルヘルス総合センターでのメンタルヘルス相談 ○近畿中央病院でのメンタルヘルス相談 ○無料法律相談 ○トレーニング施設利用助成	現職の組合員と同じ条件で利用できます。
○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○長期組合員退職記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品等配付事業	利用できません。 ただし、厚生施設のうち共済組合が経営する施設に宿泊する場合には「メンバーズカード」又は「宿泊施設特別利用者証」提示により組合員料金で利用できます。(P.56参照)

※貸付事業については、高額医療・出産貸付のみ利用できます。

1 短期給付の概要

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と「附加給付」があります。

退職後に加入する健康保険制度（P.5を参照）が公立学校共済組合大阪支部となる方は、現職時と同様に下表の短期給付を受けることができます。また、退職後に任意継続組合員の資格を取得した場合は、下表（休業給付を除く。（※参照））の短期給付を受けることができます。

区分	支給要件		給付の種類	
			法定給付	附加給付
保健給付	病気やケガで医療機関を受診したとき	組合員	療養の給付 高額療養費 入院時食事療養費 入院時生活療養費	一部負担金払戻金
		被扶養者	家族療養費 高額療養費 入院時食事療養費 入院時生活療養費	家族療養費附加金
	組合員証が使えなかったとき (治療用装具を購入したとき等)	組合員	療養費	一部負担金払戻金
		被扶養者	家族療養費	家族療養費附加金
	1年間(8/1～翌年7/31まで)の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の基準額を超えたとき		高額介護合算療養費	
	訪問看護を受けたとき	組合員	訪問看護療養費 高額療養費	一部負担金払戻金
		被扶養者	家族訪問看護療養費 高額療養費	家族訪問看護療養費附加金
	医師の指示により緊急やむを得ず 病院などに移送されたとき	組合員	移送費	
		被扶養者	家族移送費	
	出産したとき	組合員	出産費	出産費附加金
		被扶養者	家族出産費	家族出産費附加金
	死亡したとき	組合員	埋葬料	埋葬料附加金
		被扶養者	家族埋葬料	家族埋葬料附加金
	休業給付	組合員が公務によらない病気やケガのため休業したとき		傷病手当金(※)
組合員が介護休業をしたとき		介護休業手当金		
組合員が被扶養者の看護等のため欠勤したとき		休業手当金		
組合員が育児休業をしたとき		育児休業手当金		
組合員が出産のため休業したとき		出産手当金(※)		
災害給付	災害等により死亡したとき	組合員	弔慰金	
		被扶養者	家族弔慰金	
	組合員又は被扶養者の住居又は家財が災害により損害を受けたとき		災害見舞金	

(※) 傷病手当金及び出産手当金は、退職日に支給要件が発生している場合は、任意継続組合員の資格を取得した場合も給付を受けることができます。【支給要件については、P.13を参照】

2 退職後も受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している健康保険の被扶養者（※1）の資格を取得した場合は、下表の給付に限って受けることができます。

（※1）傷病手当金及び出産手当金については、給付を受けることで健康保険の被扶養者になれない場合がありますので、（給付金が恒常的収入に該当し、被扶養者としての認定基準を超える場合あり。）退職後に扶養認定を予定されている健康保険組合等へご確認ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
傷病手当金	組合員期間が1年以上であった者が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、退職日において次の①又は②に該当し、退職後も引き続き療養のため勤務に服することができないとき ①傷病手当金を受給中に退職した ②退職日が療養のため勤務に服することができなくなった日から4日目以降であり、かつ退職日において療養のため勤務していない	支給開始日（※2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 （日数は土曜日及び日曜日を除く） ※傷病手当金の支給期間は、1年6か月（結核性の病気については3年）です。	◇傷病手当金請求書 （暦月単位で請求） ・退職後に加入した健康保険が確認できる書類 ・年金証書の写し （年金受給者のみ） ※支給要件②の場合は、 ・退職月の出勤簿の写しも必要
	※老齢厚生（退職共済）年金・障害厚生（共済）年金・障害手当金及び障害基礎年金のいずれかの支給を受けることとなったとき以後は、傷病手当金の額が老齢厚生年金等の額を上回るときに、その差額を支給します。		
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	50,000円（定額）	◇埋葬料請求書 ・埋火葬許可証の写し ・退職後に加入した健康保険が確認できる書類 ・退職時に被扶養者がおらず、実埋葬者が請求する場合は、埋葬に要した費用の「領収書」及び内訳書等（原本：確認後返却）
出産手当金	組合員期間が1年以上であった者の出産日（又は出産予定日）が、退職日から42日以内であるとき	支給開始日（※2）の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 （日数は土曜日及び日曜日を除く）	◇出産手当金請求書 （暦月単位で請求） ・退職後に加入した健康保険が確認できる書類 ・退職月の出勤簿の写し
	※出産手当金の支給期間は、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間。 ただし、退職日までの支給期間において、支給された報酬額が出産手当金の給付額を上回っていた場合は、出産手当金は支給されません。		
出産費	組合員期間が1年以上であった者が、退職後6か月以内に出産したとき	500,000円 産科医療補償制度加入機関において在胎22週以上で出産（死産含む）した場合 〔産科医療補償制度未加入機関〕での出産は488,000円	◇出産費請求書 ・医療機関等から交付される分娩費用明細書等（出産年月日、代理受取額の記載のあるもの）の写し ・医療機関等から交付される公立学校共済組合大阪支部を保険者とした「直接支払制度の活用に関する合意文書」の写し ・退職後に加入した健康保険が確認できる書類
※退職後に加入した健康保険制度から同様の給付を受ける場合は支給されません。			

（※2）退職日の翌日から傷病手当金等の支給が開始する場合は、退職日となります。

3 病気やケガにより医療機関を受診した場合

(1) 高額療養費（退職後、どの健康保険制度へ加入した場合でも支給されます。）

医療機関等で診療を受けた場合は、医療費の3割（就学前児童等は2割）が自己負担となります。自己負担が高額となり一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

【参考：70歳未満の自己負担限度額（公立学校共済組合へ加入される場合）】

適用区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
		過去12か月以内の高額療養費受給が3回目まで	4回目以降
ア	830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	530,000円以上 830,000円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	280,000円以上 530,000円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	280,000円未満	57,600円	44,400円
オ	市町村民税非課税者(※)	35,400円	24,600円

(※) 組合員が市町村民税の非課税者である場合です。ただし、組合員の標準報酬月額が530,000円以上である場合は、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での適用区分「ア」又は「イ」の該当となります。

(2) 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

（退職後も公立学校共済組合へ加入される場合は支給されます。）

一つの医療機関等（入院・外来別）で、1か月間に支払った医療費の自己負担額【窓口負担額(※1)】が25,000円(※2)を超えた場合に支給されます。

区分	給付の種類	給付の内容
組合員	一部負担金払戻金	給付額 = 窓口負担額(※1) - 25,000円(※2) (100円未満切捨て)
被扶養者	家族療養費附加金	

(※1) 高額療養費が支給される場合は、高額療養費を除いた額となります。

(※2) 組合員の標準報酬月額が530,000円以上である場合は50,000円になります。

共済組合からの支給の例（基礎控除額25,000円：高額療養費の適用区分「ウ」）

医療費が100万円の場合

100万円			
①	③	④	25,000円
← 共済組合負担		← ②窓口負担	

① 共済組合の負担額	700,000円
② 組合員の窓口負担	300,000円
③ 高額療養費(※)	212,570円
④ 一部負担金払戻金	62,400円

(※) 高額療養費の計算（適用区分「ウ」の場合）

$$\textcircled{3} \quad 300,000 - (80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\%) = 212,570$$

$$\textcircled{4} \quad 87,430 - 25,000 = 62,400 \quad \textcircled{3} + \textcircled{4} \quad \longrightarrow \quad \underline{\text{共済組合からの支給は274,970円}}$$

※公立学校共済組合へ加入される場合、高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金は、自動給付となります。（請求手続きは不要です。）